

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の見直し及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 20) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 23)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金 3,000 万円超1億円以下の法人は 7%)が選択適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9
5	担当部局		厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 4 年 8 月 分析対象期間:令和元年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長(適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長(適用期間は令和 5 年 3 月末まで)
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性	① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》

等		びその根拠	<p>中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《政策目的の根拠》          中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること          施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること          5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p> <p>中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)          (目的)          第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和 4 年 6 月 7 日)          第2章 新しい資本主義に向けた改革          1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野          (1)人への投資と分配          (賃上げ・最低賃金)          今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。          このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上</p>

			<p>げを推進する。</p> <p>また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p> <p>(3)多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上) 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の実業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&amp;Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。 本税制措置の延長後の期限である令和6年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○実績 即時償却 令和元年度:17,325件 令和2年度:15,742件 令和3年度:15,742件</p> <p>税額控除 令和元年度:8,834件 令和2年度:7,337件 令和3年度:7,337件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出展元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 即時償却 令和4年度:15,742件 令和5年度:15,742件 令和6年度:15,742件</p> <p>税額控除 令和4年度:7,337件</p>

		<p>令和 5 年度:7,337 件 令和 6 年度:7,337 件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和 3 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和 2 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ※令和 5 年度以降の見直し内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。</p>
	② 適用額	<p>○実績 即時償却 令和元年度:5,685 億円 令和 2 年度:4,742 億円 令和 3 年度:4,742 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度:96 億円 令和 3 年度:96 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 3 年度は出展元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 即時償却 令和 4 年度:4,742 億円 令和 5 年度:4,742 億円 令和 6 年度:4,742 億円</p> <p>税額控除 令和 4 年度:96 億円 令和 5 年度:96 億円 令和 6 年度:96 億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、今後、令和 2 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p>
	③ 減収額	<p>○実績 特別償却 令和元年度:836 億円 令和 2 年度:672 億円 令和 3 年度:672 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度:96 億円 令和 3 年度:96 億円</p>

			<p>(出展)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計)          ※令和3年度は適用額の出展元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み          令和4年度:96億円          令和5年度:96億円          令和6年度:96億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p>																																																			
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》          中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和2年度に大きく減少。令和3年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況であり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p> <p>(兆円) <b>設備投資額の推移(年間)</b></p> <table border="1"> <caption>設備投資額の推移(兆円)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.5</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.0</td><td>10.8</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」          (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>	年	大企業	中小企業	2006	37.0	12.9	2007	39.0	14.3	2008	37.0	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.5	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	30.0	10.8
年	大企業	中小企業																																																				
2006	37.0	12.9																																																				
2007	39.0	14.3																																																				
2008	37.0	12.9																																																				
2009	30.0	9.1																																																				
2010	25.0	9.6																																																				
2011	25.0	9.4																																																				
2012	25.5	9.2																																																				
2013	25.0	9.0																																																				
2014	26.0	9.8																																																				
2015	28.0	10.7																																																				
2016	29.0	11.3																																																				
2017	30.0	11.4																																																				
2018	32.0	11.2																																																				
2019	34.0	11.4																																																				
2020	33.0	10.7																																																				
2021	30.0	10.8																																																				
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>																																																			
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減と</p>																																																			

			<p>いったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できることとされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月